

三種町森林経営管理制度実施方針

令和6年2月策定

目 次

- 1 趣旨
- 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方
 - (1) 現況と課題
 - (2) 地域の目指すべき森林資源の姿
 - (3) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林所有者意向調査について
 - (1) 対象森林
 - (2) 対象森林面積等
 - (3) 意向調査の方法
- 4 意向調査後の森林経営管理の方針
- 5 森林経営管理制度の目指す姿について
- 6 森林経営管理制度の実施コストについて
- 7 その他特記事項

1 趣旨

三種町森林経営管理制度実施方針(以下「実施方針」という。)は、三種町内に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう三種町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

本町は、秋田県の北西部に位置し、北は能代市、東は北秋田郡上小阿仁村、南は男鹿市、南秋田郡大潟村、八郎潟町、五城目町、西は日本海に接し、県都秋田市には35～60km圏内にある。

本町の総面積は、24,798haで、約54%を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然、生活環境の保全等の多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。

また、本町の民有林面積は10,880ha、人工林面積は7,570haで、人工林率は69.6%であり、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備を図るため、森林資源の質的向上はもちろん安定的な木材生産が可能となるよう、地域の実態に即した間伐、保育等の森林整備を強力に実施する必要がある。

(2) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

なお、各機能の望ましい森林資源の姿は、三種町森林整備計画によるものとする。

(3) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方は、米代川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針によるものとし、特に三種町森林整備計画における公益的機能別施業森林等に関する事項に十分配慮するものとする。

森林施業に関しては、三種町林業振興協議会の方針の下に、県、町、森林所有者、森林組合等が連携し、森林施業の集約化や適切な路網整備、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策を総合的

に実施できるよう林業関係者が一体となって計画的に推進するものとする。

また、森林経営規模の拡大を図るため、森林所有者等への働きかけや情報提供などの啓蒙活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への森林経営の委託などの転換を目指すものとする。

3 森林所有者意向調査について

三種町内に存する森林の所有者に対して所有森林の現在の管理状況と今後の経営管理の意向を調査し、これから町で実施する森林整備に活用するものとする。

(1) 対象森林

- ・山本郡三種町内に存する私有林

(2) 対象森林面積等

・八竜地域	665 件	555.0ha
・山本地域	1,189 件	2,341.4ha
・琴丘地域	1,445 件	4,162.4ha
合 計	3,299 件	7,058.9ha

(3) 意向調査の方法

- ・意向調査は令和元年度から町内一斉に開始する。
- ・調査は意向調査票の郵送及び返信により実施する。
- ・調査は、あくまで現在の意向を確認するもので、調査票返信後、森林所有者の意向に変更があった場合は、速やかに結果データを修正する。
- ・未回答の場合は、今後の経営管理上必要がなければ、個別に再調査しない。

4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・意向確認において町に経営管理を委託したいと回答があった森林(経営管理対象森林)については、町による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・町の経営管理対象森林の位置図を作成し、面的なまとまり(ゾーニング)がある地域を絞り込み、森林の現況を調査する。
- ・現地調査の結果、評価分類票を作成して経済林／非経済林等を判定し、公益的機能の発揮を勘案のうえ、町の経営管理実施箇所を選定及び優先順位を決定する。
- ・非経済林(林業経営に適さない)と判定された森林は、森林所有者の意向を再度確認のうえ、町の森林経営管理権を設定し、森林経営管理権集積計画を策定・公表するものとする。
- ・経済林(林業経営に適する)と判定された森林は、森林所有者にその資料を提供し、所

有者自らが森林組合等林業事業体と契約する方向へ促すが、森林所有者が希望した場合に限り、秋田県が公表する「意欲と能力のある林業経営者」の中から森林所有者が選ぶ森林組合等林業事業体へその森林情報等を提供できるものとする。

5 森林経営管理制度の目指す姿について

全国的な林業の衰退と過疎化や少子高齢化により、住民と森林の関わりが薄れ、いわゆる「山離れ」が進行しており、林業生産活動の停滞と地域の活力の低下に伴い、管理が行き届かず荒廃する森林が増加し、森林が持つ土砂災害防止や水源涵養等の公益的機能まで失われつつある。

森林経営管理法の施行により、森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行う責務が生じたが、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、町が経営管理の委託を受ける制度が森林経営管理制度である。

町が森林所有者に成り代わって経営管理を実施することにより、人と森林をつなぎ、林業の成長産業化と適切な森林管理の両立を図り、住民の安心・安全に資することが当該制度の目指す姿である。

6 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費(町民への制度の周知、意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理、整備などに要する経費)は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で各事業を実施する。
- ・森林環境譲与税は、三種町森林環境基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻して原資とする。
- ・三種町森林環境基金は、森林経営管理制度による「森林整備の促進」のほか、「木材の利用促進」、「人材育成・担い手確保」、「普及啓発」等の適切な森林の整備やその促進につながる取組に活用していくものとする。
- ・森林環境譲与税の活用に向けた基本的な考え方は、三種町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針によるものとする。

7 その他特記事項

- ・実施方針は、森林経営管理法に基づく事業の推進状況や事業に関する課題等に対応するため、随時変更を行っていくものとする。
- ・対象森林については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては三種町林業振興協議会や地域の林業関係者等の意見を聞きながら進めるものとする。